

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏名 有限会社須田工業
代表取締役 須田哲子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

複製厳禁

前橋市長 山本 龍

公開を目的とした
許可証（写）です。

許可の年月日 令和1年7月29日

許可の有効期限 令和8年7月28日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（焼却）

感染性廃棄物（以上1種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理（焼却）の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

イ 中間処理施設の設置年月日

平成5年1月27日

ウ 中間処理施設の最大処理能力（許可施設については許可年月日及び許可番号）

(7) 焼却施設

産業廃棄物の種類及び能力

感染性廃棄物 [5.3t/16h]

許可年月日及び許可番号

平成4年9月17日 [前橋市001-0号]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積8.6m² 保管容量15.4m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成6年7月29日 新規許可

平成11年7月29日 更新許可

平成16年7月29日 更新許可

平成21年7月29日 更新許可

平成26年7月29日 更新許可

令和1年7月30日 更新許可

5 規則第10条の1（第1項の規定による許可証の提出）
有

複製厳禁